

大阪音楽大学大学院規則

文部省校大第 210 号認可：1968 年 3 月 30 日

最近改正：2010 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 大阪音楽大学学則第 6 条の規定に基づいて、大阪音楽大学大学院(以下「大学院」という。)の規則を定める。

第 2 条 大学院に修士課程を置く。

第 3 条 大学院は音楽芸術に関する理論、技術およびその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成し、もって文化の創造、発展に寄与することを目的とする。

2. 大学院は教育水準の向上を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

3. 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の認定、実施体制等については別に定める。

第 2 章 基 本 組 織

第 4 条 大学院に次の研究科を置く。
音楽研究科

第 5 条 音楽研究科に次の専攻を置く。
作曲専攻・声楽専攻・器楽専攻

第 6 条 前条に定めた各専攻に必要な研究室を置く。

第 3 章 教 員 組 織

第 7 条 大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 15 号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第 8 条 研究科に科長を置く。
2. 科長は学長が任命する。
3. 科長の任期は 2 年とする。
4. 科長は学長の命を受け、大学院の学務を掌理する。

第 9 条 研究室に主任を置く。
2. 研究室主任は所定の手続きにより学長が任命する。
3. 研究室主任の任期は 2 年とする。

4. 研究室主任は学長及び科長の命を受け、研究室の業務を掌理する。

- 第 10 条 研究室に研究指導教員及び研究指導補助教員を置く。
2. 研究指導教員及び研究指導補助教員は所定の手続きにより学長が任命する。
3. 研究指導教員及び研究指導補助教員の任期は 2 年とする。
4. 研究指導教員は修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に対する指導を行うものとする。
5. 研究指導補助教員は修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に対する指導の補助を行うものとする。

第 4 章 運営委員会

- 第 11 条 研究科運営のため、運営委員会を置く。(以下「委員会」という。)
2. 委員会は、学長、副学長、研究科長および各専攻研究室主任により構成する。
なお、必要に応じ教育部長、学生部長等、および他の大学院担当教員を参加させることができる。
3. 委員会の招集は、科長が行うものとする。
4. 委員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成をもってこれを可決する。
5. 委員会は次の事項を審議決定する。
- (1)入学、修了に関する事項
- (2)大学院規則、規程に関する事項
- (3)カリキュラムに関する事項
- (4)試験及び審査に関する事項
- (5)休学、復学、退学に関する事項
- (6)除籍に関する事項
- (7)人事に関する事項
- (8)その他、大学院に必要な事項
6. 委員の任期は 2 年とする。
7. 委員会に関する内規は別に定める。

第 5 章 修業年限及び学生定員

- 第 12 条 大学院の修業年限は 2 年とする。

- 第 13 条 大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	作曲	2	4
	声楽	3	6
	器楽	5	10
合	計	10	20

第6章 教育方法等

- 第14条 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成又は特定の課題についての研究に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
2. 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮する。
- 第15条 教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
2. 授業科目及び単位数は別表 のとおりとする。
3. 履修に関する規定はこれを別に定める。
4. 授業科目は次の2種類とする。
- (イ)必修科目
(ロ)選択科目
5. 本条2項に規定する各授業科目の単位の計算方法については、大阪音楽大学学則第34条1項(1)～(4)号の規定を準用する。
6. 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項により準用する大阪音楽大学学則第34条1項(1)～(3)号に規定する基準を考慮して本研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 第16条 学生は専門教育の必修科目及び選択科目をあわせて30単位以上修得し、修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受け、かつ、最終試験を受けるものとする。なお、各専攻・研究室の修得単位数については別に定める履修規程によるものとする。
2. 学生は所属する研究指導教員の指導により研究するものとする。
3. 選択科目の選択にあたっては予め研究指導教員の指導をうけるものとする。ただし、他専攻(他研究室を含む)に属する科目及び大学(学部)開設科目から選択する場合は、その単位数を8単位以内に限る。
4. 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、委員会の定めるところにより、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
5. 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した単位を、委員会の定めるところにより、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
6. 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。
- 第17条 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を予め明示する。
2. 学修の成果及び学位論文又は特定の課題についての研究に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 第18条 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第7章 課程修了の認定

- 第19条 課程修了の認定は、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者とする。
2. 科目修了の認定については特に委員会の承認を得た科目については、平常の成績又は報告等により認定することができる。
 3. 修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目は1年以上在学し、必修科目及び選択科目をあわせて第1年次で取得すべき単位を修得した者でなければ提出することができない。
 4. 前項の修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受けようとする者は修了年度の指定の期日までに修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。なお、指定期間内に提出できなかった場合、その年度内の審査は行わないこととする。ただし、特別の事情により提出する事ができなかった者については、委員会の議を経て追提出をすることができる。
 5. 特別の事情により試験を受けることができなかった者については、委員会の議を経て追試験を行うことができる。
 6. 休学している者が学年の途中で復学したときは、当該学年の試験を受けることができない。ただし、特別の事情がある者は願い出により委員会の議を経て受験させることができる。
 7. 教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得し、修士課程修了の認定を受ければ、次の教育職員免許状を取得できる。
 - 中学校教諭専修免許状（音楽）
 - 高等学校教諭専修免許状（音楽）

第20条 各科目の単位認定は、毎学年末に行い、最終試験は第2年次10月以降に行うものとする。

第21条 各科目の成績評価は、秀・優・良・可および不可とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第8章 学 位

- 第22条 本研究科において、2年以上在学し、第16条に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士作品、修士論文、修士演奏の審査を受け、最終試験に合格した者に対しては、学長が「修士」の学位を授与する。
2. 学位に関する規則は別にこれを定める。

第9章 入学、休学、退学及び除籍

第23条 入学の時期は毎年4月とする。

第24条 大学院に入学することのできる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3)文部科学大臣の指定した者
 - (4)外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5)大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (6)その他、本学の大学院で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7)大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
2. 前項第 7 にいう個別の入学資格審査については、別に定める。
- 第 25 条 大学院の入学志願者は指定の期日までに、別に定める出願書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。
- 第 26 条 入学志願者については選抜試験を行う。
2. 選抜試験については別に定める。
- 第 27 条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに別に定める書類に入学金及び規定の納入金を添えて提出しなければならない。
2. 外国人にあっては、別に外国人登録証明書の写を提出しなければならない。
- 第 28 条 前条の手続きをとらない者には入学を許可しない。
- 第 29 条 誓約書に署名の保証人は、本人在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。
- 第 30 条 最長在学年限は 4 年とする。
- 第 31 条 病気その他の理由により引続き 2 ヶ月以上欠席しようとする者は、所定の手続きを経て休学することができる。
2. 病気のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。
3. 休学の期間は、これを在学期間に算入しない。
- 第 32 条 病気その他の理由で就学が不相当と認められる者は、委員会の議を経て学長が休学させることができる。
- 第 33 条 休学の理由が止んだときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、または休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。
- 第 34 条 休学の期間は 1 年以内とする。
2. 特別の理由があるときは、許可を得て更に 1 年を限り休学を延長することができる。ただし、通算して 2 年を超えることはできない。
- 第 35 条 退学を希望する者は、その理由を添えて願出しなければならない。

- 第 36 条 次に掲げる各号の 1 に該当する者は、委員会の議を経て学長が除籍する。
- (1) 第 30 条に規定する最長在学年限を超過した者
 - (2) 大学院学生として研究を継続することが適当でないと認められる者
 - (3) 授業料、施設費、在籍料を滞納し、督促を受けても納付しない者

第 10 章 奨学・奨励

- 第 37 条 将来性のある優秀な大学院学生に対して奨学の制度を設ける。
2. この制度については別に定める。

- 第 38 条 国際化に伴う社会的音楽活動の一助として国内外における大学院学生の優れた音楽活動を奨励し支援するための制度を設ける。
2. この制度については別に定める。

第 11 章 懲 戒

- 第 39 条 次に掲げる各号の 1 に該当する者は、委員会の議を経て学長が懲戒する。
- (1) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
 - (2) 性行不良で改善見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席常でない者
2. 懲戒の種類は、けん責、停学及び放學とする。ただし、前項(2)に該当する者については放學とする。

第 12 章 科目等履修生

- 第 40 条 本大学院学生でないもので、本大学院の授業科目の履修を希望する者については、委員会の定めるところにより、学長が科目等履修生としての履修を許可することができる。
2. 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続きにより学長に願い出なければならない。
 3. 科目等履修生の履修料及びその他納入しなければならない費用は、別表 によりこれを定める。
 4. 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第 13 章 授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料

- 第 41 条 授業料、施設費、入学金、在籍料、入学検定料の額は別表 によりこれを定める。

- 第 42 条 既納の入学検定料、入学手続納入金は原則として返還しない。

第 14 章 雑 則

- 第 43 条 この規則に定めるもののほか、大学院生に関しては大阪音楽大学学則、学内規程及びその他の規程を準用する。

第 44 条 前条により諸規程を準用する場合は、教授会を委員会と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、1968 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1977 年 4 月 1 日)

この規則は、1977 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1978 年 4 月 1 日)

この規則は、1978 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1979 年 4 月 1 日)

この規則は、1979 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1981 年 4 月 1 日)

この規則は、1981 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1982 年 4 月 1 日)

この規則は、1982 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1983 年 4 月 1 日)

この規則は、1983 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1984 年 4 月 1 日)

この規則は、1984 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1985 年 4 月 1 日)

この規則は、1985 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1986 年 4 月 1 日)

この規則は、1986 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1987 年 4 月 1 日)

この規則は、1987 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1988 年 4 月 1 日)

この規則は、1988 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1989 年 4 月 1 日)

この規則は、1989 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(1990年4月1日)

この規則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

付 則(1991年4月1日)

この規則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

付 則(1992年4月1日)

この規則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

付 則(1993年12月21日)

この規則は、1993年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

付 則(1994年4月1日)

この規則は、1994年4月1日から施行する。

付 則(1995年4月1日)

この規則は、1995年4月1日から施行する。

付 則(1996年4月1日)

この規則は、1996年4月1日から施行する。

付 則(1997年4月1日)

この規則は、1997年4月1日から施行する。

付 則(1998年4月1日)

この規則は、1998年4月1日から施行する。

付 則(1999年4月1日)

この規則は、1999年4月1日から施行する。

付 則(2000年4月1日)

この規則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2001年4月1日)

この規則は、2001年4月1日から施行する。

2001年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2002年4月1日)

この規則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2003年4月1日)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2004年4月1日)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2005年4月1日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2006年4月1日)

この規則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2008年4月1日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2009年4月1日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2010年4月1日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

別表第 (第15条関係) 大学院(音楽研究科)専攻別履修表

1. 作曲専攻

授業科目名	履修年次		履修区分別単位数			備考
	第1年次	第2年次	必修	選択	択	
作曲研究	8	8			16) いずれか1科目 必修とする。
音楽学研究演習	6	6			12	
作曲法特殊研究 作品研究(西洋)	2	2			4	
作曲法特殊研究 作品研究(日本)		2			2	
音楽学特殊研究	4	4			8	
作曲楽書研究	2	2			4	
音楽研究実習	2	2			4	
管弦楽作品研究	2	2			4	
文献研究	2	2			4	
音楽学合同研究演習	1	1			2	
電子音楽研究	2	2			4	
芸術文化の諸相A	2			2		
芸術文化の諸相B		2		2		
現代音楽演習	2	2			4	
他専攻の授業科目 大学(学部)開設科目					8	
合計			4		76	

2. 声楽専攻

授業科目名	履修年次		履修区分別単位数			備考
	第1年次	第2年次	必修	選択	択	
声楽研究	8	8	16			
歌劇曲研究	2	2			4	
リブレット研究	2				2	
舞台言語表現法		2			2	
歌曲研究(ドイツ)	2	2			4	
歌曲研究(日本)	2	2			4	
歌曲研究(宗教曲・重唱)	2				2	
歌曲研究(宗教曲・重唱)		2			2	
声楽特別研究	2	2			4	
演技演出研究	4	4			8	
オペラ研究	4	4			8	
演技研究	2	2			4	
修士演奏資料研究	2	2		4		
芸術文化の諸相A	2			2		
芸術文化の諸相B		2		2		
ドイツ語発語法	4				4	
現代音楽演習	2	2			4	
他専攻の授業科目 大学(学部)開設科目					8	
合計			24		60	

3. 器楽専攻

授業科目名	履修年次		履修区分別単位数			備考
	第1年次	第2年次	必修	選択	択	
ピアノ研究	8	8			16	いずれか1科目 必修とする。
管楽器研究	8	8			16	
弦楽器研究	8	8			16	
打楽器研究	8	8			16	
ピアノ特別研究	2	2			4	
管弦打特別研究	2	2			4	
ピアノアンサンブル研究	2				2	
室内楽研究(管楽器)	2				2	
室内楽研究(弦楽器)	2				2	
歌曲伴奏法	2	2			4	
室内楽研究	2	2			4	
オーケストラ	4	4			8	
吹奏楽	4	4			8	
ピアノ曲分析	2	2			4	
管楽曲分析	2	2			4	
弦楽曲分析	2	2			4	
打楽曲分析	2	2			4	
ピアノ指導法	4				4	
修士演奏資料研究	2	2	4			
外国語研究	2				2	
芸術文化の諸相A	2		2			
芸術文化の諸相B		2	2			
現代音楽演習	2	2			4	
他専攻の授業科目					8	
大学(学部)開設科目						
合計			8		136	

別表第 (第41条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料および入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,480,000円	2010年度適用
	1,520,000円	2011年度適用
施 設 費	110,000円	2010年度適用
	110,000円	2011年度適用
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	400,000円	
入 学 検 定 料	35,000円	

別表第 (第40条関係)

科目等履修生の納付金

出 願 料		10,000円
履 修 料	講 義	1 単位に付 20,000円
	演 習	1 単位に付 40,000円
	実 習	1 単位に付 40,000円